

## 社会福祉法人あおぞら福社会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおぞら福社会（以下「法人」という。）の定款第22条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、常勤役員等とは、理事長及び公認会計士又は税理士等の監事をいい、非常勤役員等とは、上記に該当しない役員等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬を支給し、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規定に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の区分に応じて定めるものとする。

(1) 理事長 年額300,000円

(2) 監事（公認会計士又は税理士等） 年額100,000円

2 年額の基礎となる年度は会計年度とする。

3 常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等は6月に支給する。

2 常勤役員等が年の途中において就任したときは、その日の属する月以後の月数を基礎として月割計算により支給し、退職等の場合は、その日の属する月までの月数を基礎として月割計算により支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

費用弁償の額	日額3,000円
--------	----------